五感で楽しむ×三重の魅力＝おとたびみたび創出業務委託仕様書

１ 業務の名称

 　五感で楽しむ×三重の魅力＝おとたびみたび創出業務委託

２ 業務の目的

　新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた本県の観光産業の再活性化に向け、様々な手段・手法を活用し、旅行者がより魅力的な体験をできるよう、新たな価値を生み出し、観光需要の獲得につなげていくことが必要である。

本業務においては、三重県観光の新たな魅力発信として、最先端技術を活用し、全国でも先進的な、DXを活用して視覚や聴覚等「五感で楽しむ」観光コンテンツを創出し、利用者の三重県来訪を促進する。なお、視覚等障がい者のある方にも訴求するものとし、新たな旅行需要の開拓を行うとともに、三重ファンの増加を目指すことを目的とする。

３ 委託業務の概要

（１） 委託業務の実施期間

契約の日から令和５年３月２４日（金）まで

（２）委託業務の主な内容

（ア）音で三重を楽しむ「みえのおと」サウンドツーリズムの創出

（イ）スマートグラス/VRを活用したオンラインツアーの造成に向けた事業者支援

（ウ）「五感で楽しむ×三重の魅力＝おとたびみたび」のブランディングに向けたプロモーシ

ョンの実施

４ 業務の内容

1. 音で三重を楽しむ「みえのおと」サウンドツーリズムの創出

三重の観光地や伝統文化などの魅力的な「音」を収集し、立体音源を活用したサウンドコンテンツを制作し、あたかも自分が観光地にいるかのような臨場感あふれる疑似体験により、実際にその場所に行ってみたいという動機を掻き立て、誘客につなげる。そのため、以下を実施すること。

（ア）三重県内で魅力的な音が聞ける場所を選定し、そこで観光客が感じられる音（観光地の喧騒、人の歩く音、方言で話す声等）を８本以上採取し、聴取者の琴線に触れるような立体感（遠近等）及び臨場感にあふれた音コンテンツを造成すること。音の採取においては、以下の例示を踏まえ、三重の伝統文化、代表的な祭り、イベント、自然等、代表的なものとすること。

　（三重県内の魅力的な音が聞ける場所の例示）

・日本一やかましい石取まつりの観客が山車や屋台を楽しみながら歩く際に感じる音

・鈴鹿サーキットでレースを見ている観客がサーキットを歩いている際に感じる音

・玉砂利を歩きながら伊勢神宮に参拝し、おかげ横丁で飲食を楽しんでいる音

・鳥羽市相差で観光客が「日本の音１００選に選ばれた　海女の磯笛」を聞きながら浜辺

を散歩し、その後、海女小屋で海女と会話しながら、食事している音

・伊賀流忍者博物館で忍者ショーを見ている観客が聞いている音

・ヤーヤ祭りの観客が感じる、祭りの息遣い、祭りを盛り上げる住民の宴の様子

(ウ) 多数のユーザーを確保しており、集客効果でメリットが高い音声・音楽に特化した音声プラットフォーム（Apple Music、Spotify、LINE MUSIC、Amazon Music、YouTube Music、AWA等）に「みえのおと」チャンネル（仮称）を開設し、音コンテンツを展開すること。音声プラットフォームについては、視覚障がい者も扱いやすいもの（ボタンが大きいものなど）を考慮し、幅広い音声プラットフォームユーザーの需要に応えるものを選定すること。

（エ）「みえのおと」チャンネルでは、三重県出身のタレント等が地元の音コンテンツを紹介し

ながら、三重の観光地の魅力を伝えるなど、ショートラジオ形式の番組とし、８本以上作

成すること

（オ）音コンテンツの開発や音声プラットフォームの選定にあたっては、視覚障がい者等に意見を聞く場を設け、これまで三重の魅力を届けてこられなかった方々にも利用してもらえるようなものとすること。

（カ）音コンテンツの利用拡大に向けて広告素材を作成し、YoutubeやＳＮＳ等で発信すること。

（２）スマートグラス/VRを活用したオンラインツアーの造成に向けた事業者支援

スマートグラスやVRを活用した新たなオンラインツアーの造成に向けた技術的支援を行うことで、オンラインコンテンツの質を高め、タビマエでの三重県来訪意欲を促進する。また、コロナ禍において誘客が進められない時期における事業者の新たな収益源になることを目指す。

（ア）オンラインコンテンツの造成への技術的なアドバイス

スマートグラスやVRを活用した新たなオンラインコンテンツを造成しようという意欲の高い事業者を募集し、従来のオンラインツアーを超える臨場感があり、より魅力的なオンラインツアーの造成に向けた技術的な支援を行うこと。支援するプランは３つ以上とし、リアル体験プランとしてＯＴＡに掲載されているプランを対象とすることで、旅マエでのオンライン体験で魅力を感じ、その後の旅ナカでの実体験につながるように誘導すること。

1. 支援を行ったプランのモニターツアーを各１回以上実施して、改善を行うこと。

（ウ）オンラインツアーをＯＴＡに掲載することで利用しやすい環境を整備するとともに、

ＯＴＡ会員に対しメールマガジン等で利用促進を行うこと。

（３）「五感で楽しむ×三重の魅力＝おとたびみたび」のブランディングに向けたプロモーションの実施

（ア）「五感で楽しむ×三重の魅力＝おとたびみたび」のブランディングのため、サウンドツーリズムやスマートグラス/VRゴーグルを活用したオンラインコンテンツのＰＲを行う特設サイトを設けること。特設サイトは「観光三重」内の遊び体験サイト「三重であそび隊」内に設置すること。　　　※https://www.kankomie.or.jp/special/asobitai/

（イ）特設サイトから音声プラットフォームやオンラインコンテンツを掲載するＯＴＡへ誘

導し、利用促進が図られる仕組みとすること。

　（ウ）「五感で楽しむ×三重の魅力＝おとたびみたび」のブランド価値を高めるロゴ・マーク

やポスター等を製作し、造成したコンテンツに付与するなど、ブランドイメージを強化す

ること。

７　物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は委託者に帰属するものとする。また、その処理については委託者の指示に従うこと。

８　契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から１年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

９　委託業務の実施条件

（１）委託業務の実施にあたり、契約締結後すぐ、事業の進め方について事務局と協議を行うこと。また、協議後に工程表を作成し、委員会事務局へ提出することとする。

（２）本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は委員会事務局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに委員会事務局と協議の上、対処するものとする。

（３）委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、委員会事務局の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

（４）業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し委員会事務局と共有すること。

（５）毎月末に、委員会事務局に対し事業の進捗状況の報告を行うこととする。

（６）契約に基づく成果物の所有権は、委員会事務局へ成果物の引き渡しが完了したときに、委員会事務局に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって委員会事務局に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

（７）委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承諾を得た場合は、この限りではない。

（８）委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

（９）委託業務を通じて取得した個人情報については、委員会事務局の保有する個人情報としてみえ観光の産業化推進委員会情報公開規程で準用する三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

（１０）受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により委員会事務局に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

（１１）受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

（１２）委託料の支払いについて、必要があると認められるときは、事業の実施に要する経費として、契約金額の８割以内を概算払いにより支払うことができるものとする。

（１３）委員会事務局が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく委員会事務局と協議を行うものとする。

１０　留意事項

（１） 本事業の成果物の一切は、みえ観光の産業化推進委員会に帰属するものとする。

（２）受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

（３）受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

（４） 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

（５） 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れ

が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(６) 受託者がウの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(７)契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

１１　納品する成果物

（１） 委託業務着手時に、委託業務の実施内容及びスケジュールを記載した、業務計画書１部（様式任意、Ａ４版・両面印刷）を提出すること。

（２） 印刷物のデザインに関しては、Adobe Illustratorデータ及びPDFデータで納品すること。

（３）委託業務完了の日から起算して１０日を経過した日又は令和５年３月２４日（金）のいずれか早い日までに、「業務完了報告書」２部（様式任意、Ａ４版・両面印刷）及び「本業務によるすべての制作物・データ」を提出して完了検査を受けること。なお、本事業により取得した動画や静止画等は、DVD 等の電子媒体に収録して添付すること。

（４）委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること。

（５）提出先は下記のとおりとする。

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内）